

三田市まちづくり協働センター条例新旧対照表(第1条関係)

現行					改正案				
第1条～第15条 省略 別表(第6条関係)					第1条～第15条 省略 別表(第6条関係)				
区分	面積(平方メートル)	定員(人)	30分当たりの使用料の額(円)	備考	区分	面積(平方メートル)	定員(人)	30分当たりの使用料の額(円)	備考
省略					省略				
講座室	127.5	36	650		講座室	127.5	36	650	
大会議室	51.3	24	250		省略				
省略					省略				
会議室5	28.0	18	150		会議室5	28.0	18	150	
幼児室	55.1	二	300		省略				
省略					省略				
備考 省略					備考 省略				

三田市まちづくり協働センター条例新旧対照表(第2条関係)

現行					改正案				
第1条～第15条 省略 別表(第6条関係)					第1条～第15条 省略 別表(第6条関係)				
区分	面積(平方メートル)	定員(人)	30分当たりの使用料の額(円)	備考	区分	面積(平方メートル)	定員(人)	30分当たりの使用料の額(円)	備考
省略					省略				
会議室1	25.1	12	100		省略				
会議室2	30.7	18	150		省略				
会議室3	24.2	12	100		会議室3	24.2	12	100	
省略					省略				
備考 省略					備考 省略				

三田市まちづくり協働センター条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
第1条～第2条 省略 (施設及び業務)	第1条～第2条 省略 (施設及び業務)
第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。	第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。
(1) 市民活動推進プラザ	(1) 市民活動推進プラザ
(2) 国際交流プラザ	(2) 国際交流プラザ

- (3) 人権・男女共同参画プラザ
- (4) 消費生活プラザ
- (5) 情報プラザ
- (6) 行政サービスコーナー

(7) 多目的ホール、講座室、会議室、調理実習室その他の施設

2 省略

(使用時間)

第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、これを変更することができる。

施設	使用時間
(1) 次号を除く施設	午前10時から午後10時まで
(2) 行政サービスコーナー	午前10時から午後6時まで

(休所日)

第3条の3 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

第3条の4～第15条 省略

別表(第6条関係)

区分	面積(平方メートル)	定員(人)	30分当たりの使用料の額(円)	備考
省略				

- (3) 人権・男女共同参画プラザ
- (4) 消費生活プラザ
- (5) 情報プラザ
- (6) 行政サービスコーナー

(7) 駅前子育て交流ひろば

(8) 多目的ホール、講座室、会議室、調理実習室その他の施設

2 省略

(使用時間)

第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、これを変更することができる。

施設	使用時間
(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)
(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)
(3) 行政サービスコーナー	午前10時から午後6時まで
(4) 前3号以外の施設	午前10時から午後10時まで

(休所日)

第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

施設	休所日
(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 月曜日、金曜日及び土曜日 イ 12月29日から翌年1月3日まで
(2) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで(午後6時から午後10時までを除く。) イ 12月29日から翌年1月3日まで
(3) 前2号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで

第3条の4～第15条 省略

別表(第6条関係)

区分	面積(平方メートル)	定員(人)	30分当たりの使用料の額(円)	備考
省略				

講座室	127.5	36	650	
省略				

備考 省略

講座室	127.5	36	650	
大会議室	<u>50.2</u>	<u>24</u>	<u>250</u>	
幼児室	<u>66.2</u>	<u>—</u>	<u>350</u>	
省略				

備考 省略